

田子町同窓会等支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

訓令第 17 号

(目的)

第1条 この要綱は、Uターン移住を促進し、結婚支援とあわせて地域の活性化に資するため、予算の範囲内において、同窓会等開催に係る費用の一部を補助することについて、田子町補助金等の交付に関する規則（昭和45年田子町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の同窓会等)

第2条 補助金の交付対象となる同窓会等は、次の事業とする。

(1) 同窓会支援事業

同窓会は次の条件を満たすものとする。

ア 出席者が10人以上で、男女混合で開催されるもの。

イ 出席者の過半数が、田子町内の小学校又は中学校の卒業生であること。

ウ 出席者の出身校、住所、氏名、年齢、職業を出席者名簿として提出できること。

エ 同窓会出席者に対し、本事業の支援を受けることが通知されること。

(2) 結婚支援事業

田子町民が参加する結婚支援・出会いサポート、結婚への関心向上のためのイベントで、次の条件を満たすものとする。

ア 20歳から39歳までの独身男女が各3名以上参加する規模のイベントであること。

イ 田子町民が男女問わず1名以上含まれていること。

ウ 健全な出会いの場の提供を目的としていること。

2 交付対象となる同窓会等が次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 他の補助金等の交付を受けているもの又は受ける予定となっているもの。

(2) 特定の候補者、政治団体及び宗教団体等の活動又は宣伝並びにその他社会通念上公金で補助することがふさわしくないもの。

(3) その他町長が補助の対象としないことが適当であると認めるもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は次のとおりとする。

(1) 同窓会支援事業

同窓会出席者

(2) 結婚支援事業

結婚支援・出会いサポート、結婚への関心向上のためのイベントを開催する事業者又は団体

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者の代表者（以下「交付申請者」という。）は、同窓会等開催の14日前までに田子町同窓会等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）にその他必要な書類を添えて、町長に対し、提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、田子町同窓会等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、不適と認める場合は、その理由を明記した田子町同窓会等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）を、交付申請者に交付するものとする。

(実績報告)

第7条 交付申請者は、同窓会等の開催日から起算して14日以内に、田子町同窓会等支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿（様式第5号）
- (2) 収支報告書（様式第6号）
- (3) 支出の明細が判別できる領収書
- (4) 開催の様子が分かる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 諸般の都合により、同窓会等を中止しようとする場合、もしくは実施できなかった場合は、田子町同窓会等支援事業補助金取下げ書（様式第7号）を提出するものとする。

(補助金の確定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、田子町同窓会等支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により通知を受けた交付申請者は、田子町同窓会等支援事業補助金請求書（様式第9号）を速やかに提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による請求があったときは、交付申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 町長は、補助金の交付申請者が、虚偽等により不当に補助金の交付を受けた場合は、補助金の全額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 令和 6 年度田子町同窓会等支援事業助成金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日訓令第 17 号）は廃止する。

別表（第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
同窓会支援事業	同窓会開催に要する次の経費 ・ 飲食費	田子町内開催 1/2	50,000 円
		田子町外開催 1/3	25,000 円
結婚支援事業	イベント開催に要する次の経費 ・ 田子町民の参加料相当額	10/10	1 人あたり 2,000 円